

<経済産業省及び環境省と同時発表>

平成 20 年 11 月 17 日
厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室
室長 山本 順二 (2421)
担当 田中 (2423)、下位 (2424)
電話代表 03-5253-1111

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の
促進に関する法律施行令の一部を改正する政令について

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」が平成 20 年 11 月 18 日（火）に閣議決定される予定であることをお知らせいたします。本政令は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に規定する第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直し並びに第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種の追加を行うため、同法施行令（平成 12 年政令第 138 号）について所要の改正を行うものです。

また、本年 9 月 29 日から 10 月 29 日にかけて実施した本政令案に関する意見募集（パブリックコメント）について、寄せられた御意見の概要及びそれらに対する考え方を取りまとめましたので、併せてお知らせします。

1. 改正の趣旨

本政令は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、第一種指定化学物質*¹及び第二種指定化学物質*²として指定する物質を見直すとともに、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種として医療業を追加するものです。

* 1：人や生態系への有害性を有するおそれがあり、環境中に継続的に広く存在すると認められる化学物質として政令で指定。

* 2：第一種指定化学物質と同等の有害性を有するおそれがあり、環境中に継続的に広く存在することとなる可能性があるとして認められる化学物質として政令で指定。

2. 改正の内容

(1) 第一種指定化学物質の見直し

現行 354 物質が指定されているところ、改正後は 462 物質となります。また、特定第一種指定化学物質*³についても、現行 12 物質が指定されているところ、改正後は 15 物質となります。

(2) 第二種指定化学物質の見直し

現行 81 物質が指定されているところ、改正後は 100 物質となります。

(3) 業種の追加

環境への排出量等の把握及び届出を行う義務等を負う第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に、医療業が追加されます。

* 3 : 第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等を有する物質として、P R T R 制度*⁴の届出における取扱量のすそ切りが年間 0.5 トン以上（その他の第一種指定化学物質は年間 1 トン以上）に設定されている物質。

* 4 : 一定の要件を満たす事業者に対し、対象となる化学物質について、事業所からの環境への排出量等を自ら把握し、国に届け出ることを義務付ける制度。第一種指定化学物質が対象。

3. 今後の予定

閣	議	平成 20 年 11 月 18 日 (火)
公	布	平成 20 年 11 月 21 日 (金)
施	行	MSDS 制度* ⁵ 施行 平成 21 年 10 月 1 日

(P R T R 制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成 22 年度から、届出は平成 23 年度から実施)

* 5 : 対象となる化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者に譲渡等する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供することを義務付ける制度。第一種及び第二種指定化学物質が対象。

4. パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集期間

平成 20 年 9 月 29 日 (月) ~ 平成 20 年 10 月 29 日 (水)

(2) 御意見の提出件数

のべ意見数 : 38 件 (意見提出者数 : 25 団体・個人)

(3) 御意見に対する対応

寄せられた御意見の概要及びそれらに対する考え方は、別添のとおり取りまとめました。